

○舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例

平成2年12月26日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、町民の健康増進とスポーツの振興によりコミュニティーを育成し、健康で活力に満ちた明るい農村社会を創出するため、舟形町農林漁業者トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 舟形町農林漁業者トレーニングセンター

位置 舟形町舟形2679番地

(管理)

第3条 トレーニングセンターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

2 町長は、トレーニングセンターの設置目的を達成するため、この管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に委託することができる。

(使用の許可)

第4条 トレーニングセンターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に、トレーニングセンターの維持管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 町長は、使用申請者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当すると認められるときは、使用の不許可、及び使用許可の取消し、並びに使用の停止を命じることができる。

(1) この条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) トレーニングセンターの使用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(3) トレーニングセンターの施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) トレーニングセンターの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第6条 トレーニングセンターの使用料は、舟形町公共施設使用料条例（平成18年12月条例第33号）に定めるところによる。

2 指定管理者が管理する場合のトレーニングセンターの使用料は、条例に定める使用料の範囲内で、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める。

3 指定管理者が管理する場合は使用料を自己の収入として収受する。

4 使用者は、町長が定める使用料を納入しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、トレーニングセンターの使用に際し、施設及び附属設備を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附 則（平成9年3月14日条例第9号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第40号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月17日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月14日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(読替え)

2 指定管理者が管理している間、第4条、第5条及び第6条中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

